

令和元年12月10日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和元年11月18日に運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

日 時：令和元年11月18日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之

委員

- ・ 地 域 住 民 2名 (近隣の住民)
- ・ 当町健康福祉課職員 1名
- ・ 当町地域包括支援センター職員 1名
- ・ 当ホーム二番館入居者 2名

(議題)

1. 入居者情報 (保険者、要介護度等)
2. ゆうなぎかわら版の内容について (10月号、11月号)
3. 一連の台風による災害等について

(議事要旨)

前回の運営推進会議（9月25日）から今日までの施設や入居者の様子について、『ゆうなぎかわら版10月号、11月号』をもとに解説を行う。ほか、統計資料を配布して、入居者の要介護度（要支援を含む）別の人数、性別、年齢、入居前に住んでいた市町村（保険者）について説明する。

1. 入居者情報

①保険者等

当町を保険者とする入居者が15名。前回、9月25日開催の会議の時点から1名増加。茂原市、大網白里町、白子町を保険者とする入居者については変動はなく、合計18名。

②転居を希望する入居者があること

現在、当町を保険者とする入居者1名につき、当社が経営管理する同種サービスである、長生郡白子町所在、ゆうなぎ白子に転居の希望がある。希望している本人に代わって、当社が当町ならびにゆうなぎ白子を所管する長生郡白子町に、協議申し入れをしている。

委員) 転居の希望は何か。

主に、職員、すなわち、ケアワーカー、スタッフとの相性の問題であろうかと思う。特に、この3月にゆうなぎ白子は入居者の受入れを開始したものであるが、これに前置して、特に本人と良好な関係を構築している職員2名が、当ホームからゆうなぎ白子に配置換え、すなわち、異動している。

次に、認知症といえども、千差万別であり、代表的なアルツハイマー型認知症ではなく、脳梗塞等の脳血管疾患由来の認知症であり、事理を弁える能力が残されている分野があつて、希望や要望を述べることができ、ほとんど、ひとりで部屋で過ごすことが多く、また、それを望んでいる。ゆうなぎ白子は、認知症カフェ

(オレンジカフェ)の稼働を企図しており、共有スペースは書架、ソファ、テレビ、ロビー等を備えている。本人は、コミック等を好んで閲読することが多いので、ゆうなぎ白子の環境に魅力を感じていることであろう。

委員) 本人はゆうなぎ白子を訪ねたことはあるのか。

ある。特に、この9月9日襲来の台風15号による同10日から12日まで、当ホームがゆうなぎ白子に全館避難した際に実際に2泊3日滞在した。このことによって、意を強めたものと思う。

2. ゆうなぎかわら版の内容について

10月号、11月号について、説明をする。特に目立った行事等はなく、10月は立て続けに台風19号の襲来等があり、掲載内容は凡庸に過ぎるくらいがある。

3. 一連の台風による災害等について

この秋、幾度も大きな台風による災害を経験した。台風15号による全館避難を経験はしたが、これも停電による事業継続が困難なためであって、何か現実の被害があったわけではない。話はそれるが、当社当職は出身の茂原市で消防団幹部団員を拝命、特に台風19号による浸水被害は凄まじく、これまで浸水被害は大丈夫であろうと思うところまで浸水し、被害は甚大であった。また、これにともなう消防団活動も長期かつ長時間にわたった。テレビなどの報道については、正確性に欠けることがあり、ささいなものであれば構わないが、事実と大きく異なることについては、テレビ報道はそのまま事実として流布され、既成事実化することに懸念を有している。

委員) 当町では、行政や地域包括支援センターによる避難の呼びかけ、飲料水の供給などがあった。助かっている。

委員) まだ避難行動ができる間に避難することが肝要である。

委員) 当町では現実に浸水被害等はなかったと聞いているが、今後、浸水をとまなうような被害がないとも限らず、やはり、避難行動ができる間に避難することであろう。

当社としては、9月9日の台風15号による同10日から12日まで、当ホームがゆうなぎ白子に全館避難した際の教訓として、当ホームが避難をするときには、相身互いで、近隣の支援を要する人にも声をかけ、ともに避難したい。

次回の会議の日程を、新年、令和2年1月20日（月）13時30分からと決し、散会した。

以上

本件のお問合せ先

グループホーム ゆうなぎ九十九里

萩原 将之

電話 0475-70-7333